

広報かどま令和3（2021）年5月号

お店で買ったものはクーリングオフできません

「近所の店で購入したブラウスを返品に行ったが断られた。クーリングオフしたい。」
といった相談があります。

クーリングオフは、契約後一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる法的な制度です。訪問販売や電話勧誘販売等、事業者からの不意打ち的な勧誘により契約してしまった消費者に対し、頭を冷やして考え直す期間を設けています。したがって、店舗で購入したものはクーリングオフの対象外になります。返品できる場合もありますが、それはあくまでもサービスであることを理解しておきましょう。

クーリングオフ可能な取引や期間は法律で決められていますので、詳しくは消費生活センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249